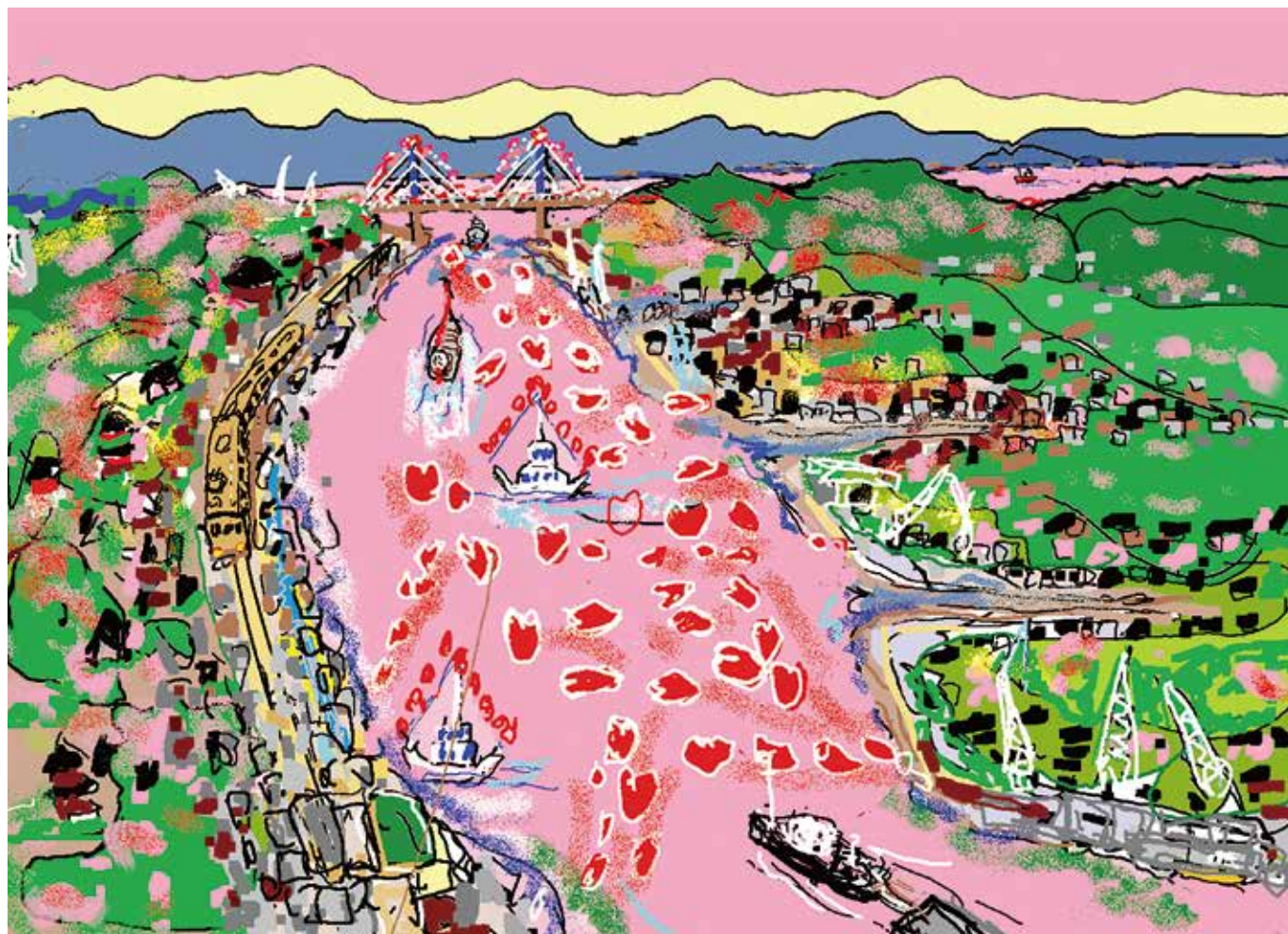


# おのみち

No.172

2024年 春

Spring



桜花の春の日 尾道水道に快い春風に 桜花びらが花火の如く  
打ちあがりただよ水道一面花いっぱい 一日も早くこのような平和が 世界に来ることを祈る

大洋船具(株) 川辺 和洋

■〈巻頭特集〉日本財政の現状と課題……………	P2・P3	■法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項……	P10
■新年研修会……………	P4	■社長に聞く……………	P11
■能登半島地震における被災法人会支援義援金……	P4	■経済講演会……………	P12
■ワイン研修会……………	P4	■生口支部講演会……………	P12
■税に関する絵はがきコンクール作品展示……………	P5	■地震保険について……………	P12
■財政教育……………	P6	■行事予定……………	P13
■法人会に入りませんか?……………	P7	■編集後記……………	P13
■税のコーナー……………	P8・P9		

頭集  
巻特

## 講演会

## 「日本財政の現状と課題」

財務省 事務次官 茶谷 栄治氏

## 現在の日本経済

茶谷氏は旧大蔵省に入り第50代尾道税務署長（平成3年7月着任）を歴任されドイツに駐在後、主に予算編成を行う主計局畑を歩まれたそうです。講演内容に入る前に、多くの皆さまが疑問に思う、なぜ、財務省の事務方トップが尾道で話をするのか？に先ずお答えしなければならぬと思います。

この答えはひとえに茶谷氏の「お人柄」なのですが、尾道税務署長時代の二年間で知り合った方々と30年以上に渡って、お付き合いを続けてこられたことに尽きるのですが…

昨年9月の理事会の席上、安保副会長から「新年研修会に茶谷事務次官をお呼びしたいと思います」との報告があり、詳しくは公認会計士の高橋和司氏（以下、和司先生）に聞くようにとの指示がありました。早速、和司先生に連絡を取りますが「来てくれるつてようちゃったよ」と明らかに講師の立場と釣り合わない返答をもらい、困惑していると「大丈夫！茶谷さんええ人じゃけえ」と畳みかけられてしまいました。

詳しくお話を聞きますと、和司先生が署長時代から長いお付き合いのある茶谷氏を財務省事務次官室に訪ねた際に、退任後にも一度尾道でお話をして下さいとお願いしたところ、快諾いただいたので、じゃあ法人会の新年研修会で！ということとなったとのこと。

物事が決まってしまう時はこんなものだと思いますが、開催にあたりお骨折りいただいた財務省事務次官室の皆さま、当日の細々とした部分まで調整をいただきました広島国税局、尾道税務署の皆さま、ありがとうございました。そして、お疲れさまでした。



平成3年7月から1年間、妻と二人イオンの近くの官舎に住みました。今日、官舎あたりを歩くと駐車場になっていました。商店街のアーケードは当時のままでしたが、駅前付近は近代的に様変わりしていました。私が税務署長をしていた当時の会長は日暮兵士郎さんでした。当時の若手の経営者の方々が今、経済界の中心におられることで、32年の時の流れを感じます。



名目GDP（国内総生産）が2000年にはドイツの2倍あったが今はほぼ同程度になっています。一人当たりの名目GDPも世界2位だったものが、32位にまで転落し韓国・台湾と同程度となっています。この要因として人口の減少と労働時間の短縮が挙げられます。

生産年齢人口が800万人減り、労働時間もここ数十年で500時間ほど減り欧米並みの水準となりました。さらに非正規雇用が常態化し労働者のうち4割近くが非正規で占められています。





こうした状況をどう克服していくのか？省力化を図るための機械化、デジタル化はもちろん、外国人労働者を技能実習制度で受け入れていく現状から、欧米並みに移民として受け入れていくのか議論されるべき大きな論点です。

ロシアによるウクライナ侵攻、円安などで物価は高騰しています。賃金については、大企業は収益を上げて儲けているのに労働分配率を低く抑えて、働く人の可処分所得は増えませんでした。賃上げが、消費税率アップや物価高騰に追い付かず、実質賃金が目減りしていました。

岸田政権から物価を上回る賃金の増加を経団連など財界に要望しています。岸田政権としては、来年度に向けて物価上昇を上回る賃金の増加で物価高を克服していきたいところです。

日本銀行が進めるマイナス金利政策も、賃金と物価を見極めつつ、輸入物価高騰が収まりつつあり国内のサービス価格が緩やかに上昇している現状などを踏まえ、転換が行われる可能性があるのではないかと

### 借金大国・増大する社会保障費

令和6年度の一般会計予算112兆5千億円の歳入は所得税(15・9%)法人税(15・1%)消費税(21・2%)ですが、借金の公債は35兆4千億円で31%を占めています。借金の残高も対GDP比で255%と諸外国と比較しても突出した水準となつていきます。

普通国債残高は1000兆円を超えており今後、金利が上昇すれば利払費が大幅に増えることとなる。例えば、金利が1%上昇した場合、3年目には国債費が3・6兆円増加すると試算され、その後も国債費は更に増加していくこととなります。

高齢化が進み、社会保障費は歳出の1/3の37兆7千億円で膨らんでいる。年間一人当たりの医療費が75歳以上で92万円に対して30歳から64歳は20万円、同じく介護費でも48万円に対して4千円と格段の差があります。

### 保険料率の抑制と応分な窓口負担

現役世代の社会保険料率が高くなってきていて、保険料率を抑制する取り組みをしないと保険制度そのものが維持できなくなってしまう。窓口負担も年齢に関係なく、所得に応じて負担する方向へ見直していくことが必要で、後期高齢者でも所得のある人は2割または3割を負担していただいています。

医療保険制度を持続可能にするために、医療報酬の改定、薬剤費の見直し、年齢ではなく経済能力に応じた利用者負担、保険給付範囲の見直しなどが必要です。

少子化対策として3・6兆円を投入し、児童手当の所得制限の撤廃や出産や高等教育の負担軽減、住宅支援の強化など向こう3年間で3兆6千億円をかけ子育てプランを加速化し出生率を上げていくとしており、財源については賃上げ、歳出改革等により賄うことになる。

当面は物価を上回る賃金の上昇を目指していきたいと述べられました。



## 新年研修会



令和6年1月29日(月)尾道国際ホテルにおいて100名が参加して新年研修会が開催されました。講師にかつて尾道税務署長を歴任された財務省事務次官の茶谷栄治氏をお迎えして「日本財政の現状と課題」と題して講演いただきました(内容は巻頭特集)。ご来賓として寺田広紀広島国税局長にも参列いただき、例年にも増して華やかな会となりました。

開会にあたり、元日に発生した能登半島地震の犠牲者を慰霊し黙とうを捧げ、高橋会長から「能登半島地震による災害からの一日でも早い復興を願って、法人会としても県連を通じて義援金を送りたいと思っています。本日は現役の財務省事務次官のご講演ですが全国の法人会でも例のないこととお聞きし大変光栄に思っています。話は変わりますが、我が家では元旦に長江の良神社に初詣に行くのですが、おみくじを引くと(心を誠にし身を慎んで勉強すれば草木が天の恵みの雨露を得て栄える如く次第に幸福が増してうれしいことがあります)と出ました。今年一年、会員皆様の会社がますますご発展されることを願い新年研修会の挨拶とします。」と話され、尾道税務署白土署長からご祝辞の後、研修会が行われました。

## 能登半島地震における被災法人会支援義援金

1月29日開催の新年研修会・交歓会において本年元日に発生した能登半島地震の被災法人会に対する義援金を募りました。

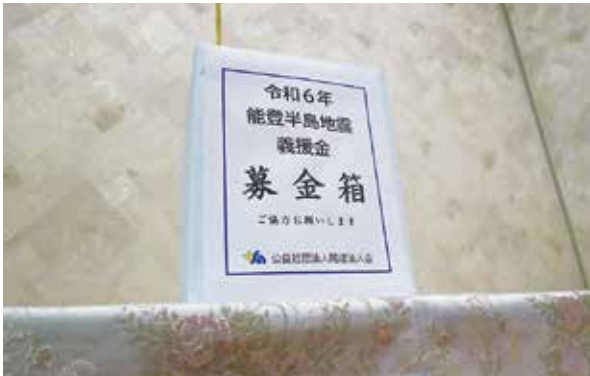
全国法人会総連合(以下、全法連)からの連絡によると、現在、被災法人会の状況把握に努めており、現時点(1月26日)では役職員の方々の大きな人的被害は無いとのことです。しかしながら輪島法人会と七尾法人会の事務局、役員企業会員企業でかなりの物的被害がでており、地域全体も壊滅的な状況です。被災法人会では物的被害に加え会費納入がどうなるか等、今後の運営に支障がでてくる恐れが生じているとのことです。

尾道法人会として義援金を広島県法人会連合会で取りまとめ全法連を通じて、被災された法人会へお送りしたいと考えました。

当日は参加者の皆さんから5万4千852円の義援金が寄せられ、法人会の支出と合わせ10万4千852円を県連に送金しました。

被災された皆さまの一日でも早い復旧、復興が進めばと願い、今後も機会を見つけて支援を続けたいと考えています。

ご協力いただきました、参加者の皆さま、ありがとうございます。



## ワイン研修会

Part 21

去る2月15日(木)、尾道国際ホテルにおいてソムリエの佐藤公治氏をお迎えしてワイン研修会を開催いたしました。

佐藤さんが選んだワインの数々を楽しみながら、ワインやワインにまつわる食や風習、制度について学びました。まずは単一銘柄で、世界で一番売れているワイン、ポルトガルのマテウス・ロゼを飲みながら、スパークリングワインの製造方法について話され、1本ずつ瓶の中で二次発酵を行うシャンパーニュ方式、大きなタンクで行うシャルマ方式、そしてマテウス・ロゼの製法でもある炭酸ガス注入方式があり、後者になるほど安価なワインに用いられていること、各国でのスパークリングワインの呼び方などを紹介していただきました。その後も、白ワイン・赤ワインそして食後酒と続き、ワイン醸造における樽の役割やアメリカ・オーストラリアのワイン産地について話されたような気がします。研修会となりました。







1月25日(木)から30日(火)まで、広島市の福屋駅前店11F「レストスペース」において県内16法人会で構成される(社)広島県法人会連合会主催の「税に関する絵はがきコンクール」作品展が行われました。

「税に関する絵はがきコンクール」は小学6年生を対象に税に対する関心を高めようと女性部会が中心となり全国で展開している事業です。

本年度は県内411校20554名の応募があり、各法人会で入賞した220の力作が展示され、本会からも6作品が入賞しました。

レベルの高い作品に多くの来場者の方が感心して観ておられました。

税に関する絵はがきコンクール

広島県法人会連合会入賞作品



【銀賞】中本 和香  
(尾道市立向東小学校)



【銅賞】廣山 琴子  
(世羅町立世羅小学校)



【銅賞】小川 和  
(尾道市立栗原北小学校)



【銅賞】仲重 美晴  
(尾道市立栗原北小学校)



【広島県教育委員会賞】西中 莉愛  
(尾道市立栗原北小学校)



【入選】山田 桃花  
(尾道市立日比崎小学校)

# 財政教室への取り組みについて



青年部会として昨年11月に全国青年の集いで尾道法人会として取り組んでいる「財政教室」についてプレゼンテーションを行いました。

最優秀をとることは出来ませんでした。全国に我々の取り組みを発信する良い機会となりました。発表者として登壇してくれた、佐藤敏章君と池田憲泰君は緊張の中でしたが堂々とプレゼンテーションを行っていただきました。

プレゼンテーションの様子は、下記のQRコードを読み取ってご覧いただけます。



今まで取り組んできた「**租税教室**」と「**財政教室**」の違いを簡単に説明すると…

**租税教室**では、どんな種類の税金があるか？（税金の集め方）の話と、どんなことに税金が使われているかの話をそれぞれ説明していたのに対して

**財政教室**では、「集めたお金」と「使われるお金」には限りがあり、それをどうバランスを取っていくか？という所まで踏み込んで考えてもらう内容にしました。狙いとしては、限りがある財源の中でのやりたいこと全てが実現出来る訳ではないということ。

色々な意見がある中でそれらを一つにまとめていくことが政治であり、民主主義の根幹であるということ。これらを通じて主権者教育の一翼を担えればと考えています。

2018年に尾道税務署の長久署長（当時）が美木原小学校で行われた「財政教室」を引き継ぐ形で、西藤小学校、三幸小学校、土堂小学校、向島中央小学校、と少しずつブラッシュアップをしながら財政教室を行っております。

今後の課題としては、年々学校からの租税教室への申し込みが減っている現状があります。こちらは小学校校長会や教育委員会、租税教育推進協議会等へ働きかけを行い1校でも多く実施できるように情宣してまいります。

また、青年部会のメンバー減少が大きな課題です。現在租税教室で講師を務めている青年部会メンバーも限られ、OBや事務局に頼ってなんとか租税教室を実施している状況です。

会員拡大を本年度は最優先課題として取り組みたいと思います。

尾道法人会全体の取り組みとして、青年部会のメンバー拡大への協力をよろしく願っています。

青年部会 部会長 高橋 武也





# 法人会に 入りませんか?

ご入会お待ち  
しています!



## 法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します!

### 法人会とは?

70年を超える歴史をもち、約75万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

### 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあべき姿や将来像を見据えて、建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

### 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



### 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

### 租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

詳しくはWEBをご覧ください。

<https://www.zenokuhojinkai.or.jp/>



## 操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信  
以下の手続きも受付システムへ送信します。

**自動ダイレクト**  
本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは④

私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234		
引落日	令和6年5月10日		
納付金額			1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123		

フォルダ選択 | 受信通知の納付先フォルダ | フォルダ選択  
未選択(共通フォルダ) | ⑤フォルダ選択

戻る | 保存 | 添付書類 | **送信**

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落しを行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ  
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

**はい** | いいえ

③確認してクリック！

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

## 4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認  
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し  
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。  
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知  
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されません。





令和6年4月から

# 自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、  
おススメ！！

## 自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

## 利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

## 利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

## 利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。  
 ※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っており、今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### 【法人課税】

#### 1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くみんやえるぼし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

#### 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

#### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。	・中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

#### 4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

### 【事業承継税制】

#### 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。	・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

### 【その他】

#### 1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(改正前:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(改正前:3割)とする見直しが行われました。





# 社長に聞く

Vol.155

株式会社堀田組

代表取締役社長 河本 泰行さん

今年、創業100周年を迎えられた株式会社堀田組 代表取締役社長 河本泰行さんにお話を伺いました。

河本社長は昭和43年生まれ56歳。

英数学館高等学校から慶應義塾

大学商学部へ進まれ、平成3年に三菱

電機株式会社へ入社されました。福山

製作所への勤務となり、主に資材買い

付けの仕事に携わられたそうです。

お父様の体調が悪くなされたことも

あり、平成12年に株式会社堀田組に

入社されました。入社当時はサラリ

ーマン時代とは違い、1人1人にパソ

コンがあるような環境でもなく、仕事

の指示をされるのではなく自分で何

をするか考えなければならず、一つの

仕事に対する考え方がまったく違う

とカルチャーショックを受けると同時

に大変ではあったがやりがいを感じ

たそうです。

1人1人がそれぞれの仕事を通じ

て一つにチームなる個のパワーを重視

する文化を感じた堀田組のよさを

残しながら、サラリーマン時代に経験

した組織文化のシステムのよさも取

り入れ、効率的に全体が見渡せ情報共有ができるようにと考え力を注がれたそうです。

2020年5月に社長に就任され

本年100周年を迎えた気持ちを

聞くと河本社長は

「大正13年(1924年)に堀田政夫

によつて創業された株式会社堀田組

の経営理念は「顧客の満足と社会への

奉仕」(創造的技術の探究)「人間性

の尊重と個性の発揮」です。当社の経

営理念の最初に出てくる項目として

「顧客の満足」がありますが、我々の

先輩はおお客様の喜びをプロフェッショ

ナルのプライドをもつて支えてきた

という自負があったように思います。

そのおかげで当社は本年創業100

周年を迎えることが出来ました。これ

からの当社は引き続きこの文化を

大切にしていこうと、更に高めていき

たいと思います。」と語られました。

「我が社の財産は1人1人の人材。

そのみんなの幸せや努力すべき方向

を導いて行くのが社長である自分の

仕事。今時代は大きく変わり建設業

を志す若者は減ってきているように思いますが、建設業ほどダイナミックな仕事はそう多くないと思います。

建設業の楽しさを世の中にアピール

しつつ、敬遠されている部分も変えて

いきたいと思っています。我々の仕事は現

状維持の仕事ではなく、レベルアップ

を進めていく仕事だと思っています。私が

この仕事をしていて心に響いた言葉

は、ある現場監督が言っていた「自分

のこどもを働かせたい職場をつくり

たい」です。」と力強く語られていま

した。

プライベートでは数年前にたまたま

参加した探鳥会をきっかけに、鳥を

通して日常の風景が面白くなり日本

野鳥の会に入会され、それまでも

ましてご夫婦で共通の趣味が出来たと

楽しそうに語られていました。

「変化する社会の中で堀田組は一步

先を進めるよう努力していきたい。」

そう語る河本社長の姿は自身の信念

である「誠実」の言葉の通りまっすぐ

な力強い印象を受けました。

(鍛冶川 立章)

経済講演会

「激震する日本経済のゆくえ」

元内閣官房参与・嘉悦大学教授 高橋 洋一氏

2月1日(木)市民センター向島ココロ文化ホールにおいて尾道しまなみ商工会が主催し向島御調・生口支部が後援する講演会が開催されました。  
第一次安倍内閣で経済政策のブレーンを務め、菅内閣でも内閣官房参与として活躍された高橋洋一氏をお迎えして経済講演会を開催しました。

高橋氏は、広島には大蔵省同期のゆかりの深い人がいるとして、寺田稔衆議院議員と枝広直幹福山市長を挙げて、入省当時のプライベートなエピソードを披露されました。

岸田政権の財政政策に厳しく指摘し、元日の能登半島地震に対しての復旧予算の補正予算を作らなかつた、従来は一月以内に行っていた。所得税減税も今年の六月からではなく昨年の12月に実施すべきだった。補正予算は直ちに作成するべきだ。

金利については、経済の上昇に対して少し遅れる形で上げるべきで、株価が上がれば、半年遅れで雇用が良くなり、そのまた半年後に賃金が上がってくる。インフレ率が上がってから金利を上げるべきで急ぐべきではないと話されました。



生口支部講演会

3月22日(金)尾道しまなみ商工会瀬戸田支所にてJR西日本の内藤真也氏をお迎えして、「よそもの、わかもの、ばかもの」が拓く地域の未来―しおまち商店街が挑むまちづくり―のテーマで講演会を開催しました。

内藤氏は2019年から瀬戸田を盛り上げたいという地域、行政、企業が三位一体となって未来を考える取り組み「しおまちとワークシヨップ」に携わってこられました。

月に1回開催したワークシヨップで深夜まで話し合い、それ以外にも時間を作っては瀬戸田に通われたそうです。地域以外の力も巻き込んで地域の未来を変えていく過程での実体験を話されました。

観光投資ファンドに携わり2016年8月に初めて瀬戸田に訪れた時、和気元町長から「旧堀内邸を何とかしてほしい」と切望されたこと、お盆明けのしおまち商店街を歩いて二時間半、地元の人とお話をし、子供たちは通りすがりに目を見て挨拶をしてくれたことを思い出し、気持ちのいい場所だなと感じたそうです。数年にわたる取り組みの末、旧堀内邸は2021年に高級旅館「Azumi Setoda(アズミ瀬戸田)」としてオープンします。

このワークシヨップからこの他にも新店舗やサイクルシッ「ラズリ」など多くの事業が生まれています。地域の魅力を掘り起こし、地域以外から人材や資金を調達し、地域の人も巻き込んで豊かな地域になっていく。

日本全国で地方創生と言われる中、成功事例として注目を浴びる「瀬戸田」のこれからも続くサクセスストーリーを聞く楽しい講演会となりました。



地震保険について

尾道法人会会員の皆さま

元日の能登半島地震はマグニチュード7.6、最大震度7の規模でした。被災された方には心からお見舞い申し上げます。

3月21日に損保協会は能登半島地震の支払保険金(3月8日現在)は約610億と発表しました。これは過去7番目に大きな支払額となります。今後も支払総額は増えると思われませんが一刻も早い復興を祈念しつつ、今回は地震保険(補償)に関する情報です。

地震保険は1881年の国営強制保険案から始まり制度の検討が重ねられていましたが長い間制度成立に至りませんでした。そんな中1923年に関東大震災が発生し、損害額は当時の国家予算の3倍以上の50億と言われていました。当時地震保険制度はありませんが損害保険会社は見舞金として7500万程度を拠出することになりました。そのうち政府からの借入は6354万で現在の価値では7兆円相当になるようです。その後のインフレで1950年には完済できたようですが地震による損害を民間の保険会社で補償するには大きすぎることから議論は進みませんでした。

時を経て1966年当時大蔵大臣だった田中角栄が1964年に発生した新潟地震の発生を契機に政府が再保険(ある一定の損害を超えれば政府が保険金の一部を引き受ける制度)を引き受けることを決断し、現在の地震保険制度が誕生しました。

地震保険は住居専用建物に限られており、事務所や工場には付帯することが出来ませんが損害保険会社は独自で企業を対象とした地震補償を開発し、販売しています。

災害時のBCP(事業継続計画)においてファンドの確保は重要な対策の一つです。この機会に自社のBCPを確認してみませんか?

AIIG損害保険株式会社  
福山支店長 川崎 就平



行事予定

月	日	曜日	行 事 名	場 所
5月	13	月	第1回総務委員会	尾道商工会ビル301号室
			監査会	尾道商工会ビル301号室
	15	水	広島県青年の集い第7回実行委員会	広島大同生命ビル
	24	金	県法連理事会	ANAクラウンプラザホテル広島
	27	月	第1回理事会	尾道国際ホテル
6月	3	月	第2回総務委員会	尾道商工会ビル301号室
	13	木	第13回通常総会	尾道国際ホテル
	17	月	県法連 第12回通常総会	リーガロイヤルホテル広島
8月	27	火	広島県青年の集い	ANAクラウンプラザホテル広島
10月	3	木	第39回全国大会(鹿児島大会)	城山ホテル鹿児島(鹿児島県鹿児島市)
11月	8	金	第38回青年の集い(福井大会)	サンドーム福井(福井県越前市)

※令和6年4月1日時点の予定につき、日程等変更になる場合がございます。

編集後記

この度、編集後記を担当させていただきました。T・Hと申します。本広報誌の編集・印刷に携わらせていただき、このような大役を任せていただき大変嬉しく思います。何を書こうか悩んだのですが、少し自分のことを書かせていただこうと思います。

私は、前職を辞めて現在の会社に入社するまでにかんがりのブランクがありました。今思うと無駄な時間を過ごしたなと後悔していますが、その一方で普段の生活ではなかなか味わうことのない経験もしました。それは、二万円を握りしめヒッチハイクで北海道に行ったときの話です。目的地は、旅番組でたまたま見た北海道の最北端「宗谷岬」。自分に柳(かせ)をかけ、所持金は1万円とし、着替えと寝袋を持って地元尾道より出発しました。最初の1台に乗るまでに3時間かかり、スタートから心が少し折れかけましたが、初日には大阪まで行くことができ、乗せていただいた方とお酒を飲ませていただきました。そしてその方から、こう言われました。

「これから沢山の人の世話になると思うけど、その人達に恩返ししようと思わなくていい。無事に帰ってこの先出会う人達に返していけばいいよ、そういう巡りが僕は好きだな。」

その言葉は今でも心に刺さっています。その後飲みすぎてしまったのか、ヒッチハイクで、一番大事なスケッチブックをなくしてしまったのは良い思い出です(笑)。

そして現在、入社して3カ月が過ぎ、その間の研修や引継ぎで、前任の先輩には大変お世話になりました。

色々迷惑をおかけしましたし、1から10まで勉強させていただきました。感謝しかありません。指導していただいた先輩は退社されましたが、今後自分に後輩が出来たときには、先輩にさせていただいたことを思い出し、巡らせていきたいなあと思っています。

(T・H)

事前申込制

## 「給与支払者向け定額減税説明会」のご案内

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

給与支払者の皆様におかれましては、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行っていただくことになります。

税務署においては、給与支払者の皆様がスムーズに定額減税事務を行っていただけるよう、説明会（事前申込制・無料）を開催していますので、是非ご参加ください。

### 説明会開催日程

～説明会の内容（予定）～

制度の概要に関するDVD上映・職員による補足説明・質疑応答

（令和6年4月22日現在）

開催日	開催時間	定員	開催場所	駐車場
令和6年5月9日(木)	14:00~15:00 (60分)	30名	尾道税務署 3階会議室 (尾道市古浜町27番18号)	40台 (極力公共交通機関をご利用ください)
令和6年5月23日(木)	14:00~15:00 (60分)	30名	尾道税務署 3階会議室 (尾道市古浜町27番18号)	40台 (極力公共交通機関をご利用ください)

※ 説明会に参加を希望される方は、[LINEによる事前申込をお願いします](#)（申込方法は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください）。

※ 今回の説明会は給与支払者向けの内容となっております。[給与所得以外の定額減税に関するご質問には対応できない場合があります。](#)

### 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）

全国一律の料金でご利用いただけます。

※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接申込をお願いします。

定額減税の制度の詳細等は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、説明会の際に上映するDVDと同様の内容の動画を無料で公開しています。



### 説明会に関するお問合せ先

〒722-8505

尾道市古浜町27番18号

尾道税務署 法人課税第1部門

電話0848-22-2181（ダイヤルイン）

（令和6年3月）